

與を受くる目的に在りたりと斷ずるも、失當にはあらずと謂ひ得べきのみ。
 況んや失業救済金を借入れて、此種事業を試みるの目的は協會自體若くは、編輯者
 の利益を目的と爲すべからずして、救済金の増殖となすべき性質のものなる事、明
 白なるに拘らず、印刷業者たる溝口傳をして金五千數百圓の不當の利得を爲さしむ
 るが如き、不正不法の極みと謂はざるべからず。

而も本書編纂に當りては授職部勤務失業船員をして擔當せしめたるに拘らず、尾崎
 常務理事自ら編輯手當として金一百五十圓也を領得し、其他鈴木倉吉庶務部長以下
 に約四百圓の手當金を交付せるものは、寧ろ啞然たるのみ、本書編纂が主として、
 失業船員の授職部勤務員の一日金一圓也の給與を受けて、之が驅使に忍ばしめなが
 ら手當金取得者等は協會より高額なる給與を受け、更に手當金を貧るが如き、其の
 心性の劣等なるは唾棄するに絶へたり。

更に又本書は昭和八年九月刊行せられたるに拘らず、昭和六年十一月三十日迄の間

に、溝口傳に對して出版手附金として金二千圓也を支拂ひたるも亦、その交渉内容
 に付き甚だ疑ひなき能はず。

(五) 授職事業に関する特別會計に於ける不法處分金

本特別會計口座設定の理由に、絶対に肯定する能はず、寧ろ本部一般會計に繰入る
 べきものとす、但々濫費の目的に支拂項目を設けたるに過ぎざるなり、即ち本會計
 収入の基本は本協會建物の一部を、海事協同會授職部の爲めに賃貸して其賃料たる
 に過ぎざるが故に、一般會計の収入に計上すべきものなりとす。

但々其支出費目として人件費、家屋修理費、及最も不法と認むべき授職依託事業補
 助金の名目にて、不法處分金を獲得せんとするに在る事明白なり。人件費の如き何
 の必要ぞや、茲に昭和八年度授職依託事業補助金三千圓也の支出あれども（昭和七
 年度は金八百六十二圓八十錢なり）その目的は名目甚だしく仰々しけれども、内實
 は昭和七年度及その以前の一般會計濫費不足金の補填に過ぎざるは、帳簿上明白な